

英国・ルクセンブルク・ドイツにおける AIネットワークに関する法制・動向調査

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
弁護士 三部裕幸
弁護士 落合孝文

2016年12月13日

 Atsumi & Sakai

はじめに

• 弊職らの調査について

- 本年9月、**英国・ルクセンブルク・ドイツ**における以下の機関等を訪問し、**AIネットワークに関する法制・動向について調査**致しました。
 - 英国：エディンバラ大学（Alan Turing Instituteからの出向者を含む）、University College London、法律事務所3箇所
 - ルクセンブルク：ルクセンブルク大学
 - ドイツ：ドイツ人工知能研究センター（DFKI）、フラウンホーファー研究機構、ザールラント大学
- また、その後、**ガイドラインを制定するに当たっての観点**について、上記機関等の一部に質問し回答を得ました。

• 本書について

- 本書では、次の事項を中心に記載致しました。
 - **訪問先から共通して挙げられることが多かったテーマ・論点**
 - 本書執筆時点（平成28年12月13日）における検討課題に照らし、**今後のAIネットワーク社会推進会議やその分科会における検討に役立つと考えた事項**
- 得られた知見・情報を網羅したものではなく省略した点があること、記載内容が上記機関等の公式見解というわけではないこと、をご了承いただければと思います。

英国における調査について

- 一貫したテーマは、“Ethics”
 - 差別、人間性の喪失、人権や人の大切なものの侵害などの懸念
 - EU一般データ保護規則（GDPR）、プライバシー、セキュリティなどは、それら単独で問題とされるだけでなく、Ethicsとの関連でも議論された
 - Ethicsの内容については今後の課題か

英国における調査について

- **共通して問題となりやすい事項**

- 項目としては：

- 責任とそれをカバーする枠組み
- データを取り扱うことに関する事項
- 権利・利益の侵害 など

- 関連して、**当事者・利用者**（属性・特性）、**取引・行為類型**、**犠牲者**への着目も必要か

英国における調査について

- **制御・検証可能性に関する議論**
 - **Integrated Intelligence**が目指すべきものであるとの見解
 - どこかで**人間の関与の可能性が必要**となるとの見解
 - **事故検証目的のブラックボックス、検証が困難な場合の救済**への着目
- **国による文化や規制の違いに着目する必要があるか**
 - 単独国家レベルでは実現できないことがあり、リスクも異なるので、**グローバルな視野が必要**（その際、**ある種の文化的なモデリング**が必要か）との見解
 - **国によるプライバシー・データプロテクション・データの所有・利用に関する法制の違いを意識すべきか**
 - **どのようなルールを誰が作るのがよいのか**
 - **条約の存在**

ルクセンブルクにおける調査について

- データプロテクションが重要
 - EU一般データ保護規則（GDPR）など
 - ボーダーを超える事案があることへの意識が必要
 - 匿名加工の重要性が高まる
- Ethicsとともに、Legal Informaticsの視点も大切
 - 法令に適合するかどうかという意識

ドイツにおける調査

- **Ethics**が問題となる
 - **AIを使った製品を存在させてよいかどうか**がまず議論されるべきであるという見解
 - **AIのタイプに応じた検討**も必要か
- **AIだけに完全に任せることがよいかどうか**検討が必要との見解
 - **制御可能性**の点で
 - **効果**の点で
- **従来の考え方を変えなければならないかも**しれない点がある
 - **プライバシー**や**消費者保護**などについて

ドイツにおける調査

- **AI一般**についての**法律上の検討課題の例**
 - 適用される**法令**の確定
 - AIの言ったこと・したことが**人間を拘束するか否か**
 - **法律関係についての基準**
 - **データプロテクション・セキュリティ・プライバシーに関する問題**をどのように解決するか
 - 誰にどのような**責任**が生じるか（誤用・悪用の場合など）
 - 不明確であるが、**メーカーなどに責任を負わせるとイノベーションが遅れる**という問題あり
 - **制御可能性**の議論
- **取引へのAIの利活用**についての**法律上の検討課題の例**
 - **AIが誤った場合**の処理
 - **競争法**

ガイドライン制定に当たっての 観点について

- **そもそも現時点では実証的な検討ができないため議論が難しいとの見解**
- **不完全だがと断りつつ試案を示した見解**
 - **Vision statement**
 - **政策目的**
 - 公共・個人の安全・健康、公正な経済競争、リスク査定、イノベーションを阻害しないようにすることなど
 - **現行の政策・規制の枠組み**
 - 既存の法制度の有無、民法上の権利と責任、公法上の責任
 - **国際的な文脈**
 - 条約・国際機関・実務的なスタンダードの有無など
 - **戦略的なアプローチ**
 - 戦略に応じて様々な見方があり得る
 - **関係する人々**
 - 予想されるユーザー（ニーズ）、被害者ないし犠牲者、など
 - **開発とそのプロセス**

ご清聴ありがとうございました

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

弁護士 三部 裕幸

弁護士 落合 孝文

(第二東京弁護士会所属)

E-Mail (三部) : hiroyuki.sanbe@apl原因.jp

E-Mail (落合) : takafumi.ochiai@apl原因.jp

Tel (三部直通) : 03-5501-2276

Tel (落合直通) : 03-5501-2361